

釧路地区サッカー協会規約

第 1 章 総 員

- 第 1 条 釧路地区サッカー協会（以下「本協会」という。）の組織運営は、この規約に基づいて行うものとする。
- 第 2 条 本協会の事務局は、釧路市おく。
- 第 3 条 本協会は、公益財団法人 北海道サッカー協会（以下「道協会」という。）に加盟し、釧路管内に所在する加盟登録団体を統括して、サッカー競技の普及発展をはかるとともに、本地区民の心身の健全なる発達、体力の向上およびスポーツ精神の普及昂揚に寄与することを目的とする。

第 2 章 事 業

- 第 4 条 本協会は、第 3 条の目的を達成するために道協会の指導をうけながら、次の事業を行う。
- (1) 本地区内を対象とするサッカー及びフットサル等の競技大会の主催、主管ならびに北海道大会の主管または後援
 - (2) 本地区を代表する選手団の選考および承認
 - (3) サッカー等親善交歓大会の開催
 - (4) サッカー競技技術の研修会・講習会の開催
 - (5) サッカー競技審判の研修会・講習会の開催
 - (6) 審判員の公認および申請
 - (7) その他目的達成に必要な事業

第 3 章 役 員

- 第 5 条 本協会に次の役員を置く。
- (1) 会長 1 名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事長 1 名
 - (4) 副理事長 若干名
 - (5) 常任理事 若干名
 - (6) 理事 各チーム代表者
 - (7) 会計監査 2 名
- 第 6 条 会長、副会長、および理事長は、理事総会において選出する。
- 第 7 条 副理事長及び常任理事は理事総会の議を経て、理事の中より会長が委嘱する。
- 第 8 条 理事は、本協会加盟団体より互選されたもの及び、会長が特に必要と認めたもの（若干名）とし、理事総会の議を経て、会長が委嘱する。
- 第 9 条 会計監査は、理事総会の議を経て、理事の中より会長が委嘱する。

- 第 10 条 本協会に名誉会長、顧問、および参与を置くことができる。
2 名誉会長、顧問、および参与は理事総会の議を経て、会長が委嘱する。
- 第 11 条 会長は、本協会を代表して、会務を統轄する。
- 第 12 条 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 第 13 条 理事長は、業務全般について処理する。
- 第 14 条 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
- 第 15 条 常任理事は、分担業務を処理する。
- 第 16 条 理事は、重要事項を審議する。
- 第 17 条 会計監査は、本協会会計業務を監査する。
- 第 18 条 各役員の任期は2年とし、再任を妨げない。
2 補充のため就任した役員の任期は、前任役員の任期の残存期間とする。
3 役員は、任期満了となつても、次期役員が決定されるまでは、引き継ぎ任務に就くものとする。

第 4 章 会 議

- 第 19 条 本協会に次の会議を置く。
(1) 理事総会
(2) 常任理事会
(3) 執行理事会
- 第 20 条 理事総会は、毎年4月までに開催するほか、次の場合に開催することができる。
(1) 理事総数の2分の1以上の理事連署をもって開催要求のあるとき。
(2) 会長が認めたとき。
- 第 21 条 理事総会は、第5条の役員を以て構成し、次に掲げる事項を審議決定する。
(1) 規約等の制定および改廃
(2) 役員の選出
(3) 事業の計画
(4) 予算および決算
(5) 各種委員会の設置および廃止
(6) その他重要事項
2 名誉会長、顧問、及び参与は、理事総会に出席し意見を述べることができる。
3 理事総会は、会長が議長となる。
- 第 22 条 理事総会は、構成員の3分の2以上の出席を以て成立し、出席者の過半数の同意を以て議決する。
2 理事総会に出席できない構成員は、委任状を以て出席にかえることができる。
- 第 23 条 執行理事会は、会長、副会長、理事長、を以て構成し、緊急事項の処理及び会計執行、事業執行を処理する。
2 常任理事会は、理事総会の議決事項、理事総会より委任された事項処理する。
3 処理事項については、理事総会に報告し承認を求めなければならない。

第 5 章 専門委員会

第 24 条 本協会に次の専門委員会を置く。

- (1) 第 1 種委員会
- (2) 第 2 種委員会
- (3) 第 3 種委員会
- (4) 第 4 種委員会
- (5) 女子委員会
- (6) 審判委員会
- (7) 技術委員会
- (8) フットサル委員会
- (9) 規律・フェアプレー委員会
- (10) キッズ委員会

2 本協会は、必要によりその他の専門委員会を置くことができる。

本協会の専門委員会に関する規定は別に定める。

第 6 章 加盟登録団体

第 26 条 加盟登録団体とは、日本協会が制定したサッカー競技規則等によりサッカー競技等を行なう団体で、本協会に加盟登録を承認されたものをいう。

第 27 条 本協会に加盟登録しようとする団体は、別に定める登録種別により、J F A W e b 登録の手続きをし、会費を添えて、毎年 4 月の定める日までに登録を完了しなければならない。

第 28 条 本協会に未登録の団体は、本協会が開催する公式事業に参加することはできない。

第 29 条 本協会の加盟登録団体は、次の種別に区分する。

- (1) 第 1 種 年令を制限しない男子選手によって構成する団体
- (2) 第 2 種 19 才未満の男子選手によって構成する団体
- (3) 第 3 種 16 才未満の男子選手によって構成する団体
- (4) 第 4 種 13 才未満の男子及び女子選手によって構成する団体
- (5) 女 子 年令を制限しない女子選手によって構成する団体
- (6) シニア種 40 才以上の男子選手によって構成する団体

2 年令算出は、当該年度 4 月 2 日を基準とする。

3 男子選手女子選手混合の団体については、男子選手によって構成する団体とみなす。

第 30 条 登録後その内容に変更を生じたときは、その都度速やかに、届け出なければならない。

第 31 条 新たに団体を結成した場合には、年度の途中においても、速やかに登録手続をするものとする。

第 32 条 加盟登録団体は、4 級以上の登録審判員 1 名以上を、その団体に必ず所属させるものとする。

第 7 章　会　　言十

第 33 条 本協会の経費は次の収入をもってあてる。

- 1 会 費
- 2 寄付金その他

第 34 条 本協会の会計年度は毎年 4 月 1 日にはじまり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章　事務局

第 35 条 事務局に事務局長を置く、本協会の役員が兼務する。

事務局の組織構成は、理事総会において定める。

第 9 章　表彰規定

第 36 条 この規定は、釧路地区サッカー協会（以下「本会」という）第4条第7号に関することを定める。

第 37 条 表彰は、釧路管内におけるサッカーの普及振興に貢献したもので、次の各号のいずれかに該当するものについて行う。

- (1) 多年にわたり、サッカーの普及振興に寄与し、その功績の顕著な者、又は団体。
- (2) 多年にわたり、サッカーの技術の指導者として、その功績の顕著な者。
- (3) 全国的なサッカー競技において、特に優秀な成績を挙げ、その功績の顕著な者、又は団体。
- (4) 前各号のほかに、本会会長が特に功績顕著と認めた者、又は団体。

第 38 条 表彰は、本会総務会において選考し、本会常任理事会の承認を受けて行う。

- 2 選考については、別にさだめる「釧路サッカー協会表彰取扱要項」によるものとする。

第 39 条 第37条の表彰は、賞状及び記念品を贈って行う。

第 40 条 表彰は、毎年1回行うほか、必要を生じた場合は、その都度行うものとする。

付　　貝引

- 1 この規約は、昭和 49 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規約の一部改正は、昭和 63 年 4 月 10 日より施行する。
- 3 この規約の一部改正は、平成 5 年 4 月 1 日より施行する。
- 4 この規約の一部改正は、平成 9 年 4 月 12 日より施行する。
- 5 この規約の一部改正は、平成 14 年 4 月 10 日より施行する。
- 6 この規約の一部改正は、平成 18 年 4 月 14 日より施行する。
- 7 この規約の一部改正は、平成 27 年 3 月 30 日より施行する。

表彰取扱要項

1. この要項は、釧路地区サッカー協会（以下「本会」という）表彰規定（以下「規定」という）第38条第1項の規定に基づき、表彰に係わる必要事項について定める。
2. 規定第37条（1）に該当する者は、役員として通算10年以上の経験を有し40歳以上の者で釧路地区サッカー普及振興に寄与し、その貢献度が極めて高く評価される者、又は団体。
3. 規定第37条（2）に該当する者は、釧路サッカー指導者として、通算20年以上の経験を有し、50歳以上の者で、競技力の向上、審判員の向上に努め次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 全国大会（「財団法人日本サッカー協会主催大会」又は、これに準ずる大会をいう）において3位以上の成績を収めたチームの指導育成に寄与した者。
 - (2) 審判員として、全国大会・全道大会において功績の顕著な者。
 - (3) 多年にわたり審判員として優れた活動を続け、その実績が他の模範となる者。
4. 規定第37条（3）に該当する者は、各年度4月から3月までの1年間において、つぎのいずれかに該当するものとする。
 - (1) 全国大会において、1位から3位の成績を収めた者、又は団体
5. 規定第37条（4）に該当する者は、つぎのいずれかに該当するものとする。
 - (1) 同一全国大会に、10回以上出場した者、又は団体。
 - (2) 前号のほかに、本会長が特に認める者、又は団体。
6. 表彰は、原則として、翌年度の理事総会開催日に表彰式を行う。